

## 申請に対する処分個別票

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 市民局消費者センター<br>(06-6614-7521)   |
| 処分課（担当）名             | 同上   |
| 処分の名称                | 消費者訴訟費用の貸付金の返還猶予   |
| 概要                   | 貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者保護条例で「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。」としています。<br>返還猶予の承認（不承認）については、当該消費者からの返還猶予申請に対し行いますが、書類審査のほか、返還猶予理由について調査等を行い是非について判断し、承認又は不承認の通知をする必要があります。   |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 大阪市消費者保護条例施行規則第12条（昭和52年2月1日規則第4号）<br>( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf</a> )<br><br>消費者訴訟費用の貸付に関する実施要領<br>( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000425182.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000425182.html</a> ) |
| 審査基準                 | 貸付を行った消費者訴訟費用については、消費者保護条例第31条第1項の規定により「当該消費者訴訟が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない」と規定しているが、規則第12条において「市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて貸付金の返還を猶予することができる。」としている。<br>返還猶予の承認（不承認）については、当該消費者からの返還猶予申請に対し行いが、書類審査のほか、返還猶予理由について調査等を行い是非について判断し、承認又は不承認の通知をすることから、30日程度の処理期間が必要である。  |
| 標準処理期間               | 30日  |
| 経由日数                 | なし   |
| 提出先                  | 消費者センター  |
| 提出時期                 | 随時   |
| 提出方法                 | 消費者訴訟費用貸付金返還猶予申請書（様式第4号）にその理由を証する書類を添付して消費者センターに提出してください。  |
| 手数料                  | －  |
| 相談窓口                 | 消費者センター  |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf</a>  |
| 備考                   |  |